

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第43号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第44号 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第45号 令和4年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第46号 令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第47号 令和4年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第48号 令和4年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第49号 令和4年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第9 議案第50号 令和4年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第51号 令和4年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第11 議案第52号 令和4年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第12 議案第53号 令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第54号 令和5年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第55号 令和5年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第56号 令和5年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第57号 令和5年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第58号 令和5年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治

7番	森 清 一	8番	馬 淵 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広 瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤 四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	企 画 部 長	磯 部 基 宏
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	臼 井 敏 明
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	広 瀬 進 一	健 康 福 祉 部 長	佐 藤 彰 道
都 市 整 備 部 長	桑 原 秀 幸	環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博
教 育 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者	清 水 千 尋
監 査 委 員 事 務 局 長	今 木 浩 靖		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久 野 秋 広	書 記	松 島 孝 明
書 記	廣 瀬 潤 一		

開議の宣告

○議長（庄田昭人君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日は議案に対する総括質疑を行います。会議規則第55条第1項には、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またその範囲を超えてはならないと規定されています。また、同条第3項では、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べることができないとなっていますので、十分注意して発言されますようお願いいたします。

日程第1 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第1、諸般の報告を行います。1件報告します。

事務局長より報告させます。

○議会事務局長（久野秋広君） 議長に代わり、1件報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第3項の規定により監査委員から受けております。

検査は令和5年7月分が実施され、現金、預金及び借入金金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。

その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

以上、報告を終わります。

○議長（庄田昭人君） 以上、報告した資料は事務局に保管してありますので御覧いただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第43号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第2、議案第43号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第44号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第3、議案第44号瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第45号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第4、議案第45号令和4年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 改めまして、おはようございます。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

議案第45号令和4年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、1点質問をさせていただきます。

監査意見書2ページありますけれども、そこにおいて不用額が前年に比べ2億5,000万円増加したとあります。特に民生費において1億4,000万円増加しているとの指摘がなされております。

一方、この監査意見書の28ページ、そこには民生費の具体的な不用額が記載されておりますけれども、その臨時福祉給付金等給付費支出済額4億3,000万円に対し、不用額が1億9,000万円となっております。この数字だけ見ていきますと、この部分の不用額が全体を非常に大きく押し上げている形になっているのではないかと思います。

このことについて、どのような経緯があったのかも含めて市としての見解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） おはようございます。

関谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、民生費の臨時福祉給付金等給付費の不用額が多額であることは認識しております。臨時福祉給付金等給付費の不用額においては、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業の給付費交付金でございますが、不用額が約1億5,300万円の残となっております。

大半を占めております。

主な理由といたしましては、この給付金事業の所要額の算出においては、国の指示する所要額の算出方法に従って算出するようなタイトなスケジュールで実施をされました。国の示す算出方法に従いまして算出した結果として、給付実績と大きく乖離したものでございます。また、当該予算について年度をまたぎ支給する必要がございましたので、令和3年度予算を次年度に繰越しをいたしました。

また、令和3年度、国事業の子育て世帯への臨時特別給付金事業においても不用額が約1,600万円の残となっておりますが、この当該予算につきましても、国の制度見直しによる支給対象者及び支給期限の拡充によりまして当該予算を翌年度へ繰越ししたものでございます。

これらの繰越しした予算は、地方自治法施行令上、補正することができないことから、結果的に多額の不用額を出す要因となったと考えております。さらに、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業においても、給付費交付金が約1,700万円の不用額が生じております。これは、対象者の約9割に対しまして給付を行いました、残りの約1割は未申請、非該当、支給辞退となったものでございます。

以上のことから、令和4年度決算における民生費の多額の不用額は給付金に係る部分が多く、やむを得ない部分もあったのではないかとというふうに思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 予算の算出は国の方式に従って行ったため、結果として不用額が多額になったというお話だったと思います。それは、ある意味で検討を要する部分でもあるかもしれませんが、そうしますとこれは国のお金ですので、返還という問題が今年度発生するかどうか確認だけお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 実績報告に基づきまして返還を要することになるかと思っております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） この返還については、まだ予算計上には至っていないという理解でよろしかったでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 議員が言われるとおりでございます。

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 11番 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） おはようございます。

では、私のほうからも一点ちょっと質問をさせていただきたいと思っております。

議案第45号令和4年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算認定についての中で、先般の監査委員の報告の中で、ページ数が12ページでございます、その中の市税の不納欠損額につきまして質問をさせていただきたいと思っておるようなわけでございます。

タブレットに出ておりますかね。

○議長（庄田昭人君） はい、出ました。

○11番（杉原克巳君） そうしましたら、ここで見ていただきますと2番目に市税不納欠損額ということで、令和4年度、平成30年度から5年度にわたりまして調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、収納率というふうに出ておるわけでございますが、令和4年度、不納欠損額が1,271万9,116円の数字が出ております。これ令和3年度が1,123万2,517円ですから、若干増えております。

その内容を見ますと、3番目に不納欠損額の前年度対比ということで、ここでこの1,271万9,116円の構成を示しておりますのは、市民税、個人と法人ということに分けてございます。そうしまして、固定資産税と軽自動車税と、件数と金額ということでこの金額が出ておりますけど、私がお聞きしたいのは、この不納欠損額は、会計処理上もうこれは回収できない金額で損金で落としてそのままなのか、それともどういう経緯をもってこの1,200万の数字が出てきたのか、それからこの1,271万9,000円をどのように今後対応していかれるのか、この点を所管の部長にお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） おはようございます。

ただいま不納欠損についてお尋ねいただきました。

こちらに関しましては、もともと賦課されておったときには調定を計上しましてお支払いいただくようお願いしつつ、お支払いいただけない方につきましては債権の管理というふうで徴収事務を行っておるところであります。税でありますと5年で時効を迎えます。ですので、時効を迎えたものが大半ですが、不納欠損ということで回収できずに終わるということになります。

会計上は、こちらのお金につきましては調定から落としまして、そもそも徴収できないというふうで損金と同様の取扱いをさせていただいております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 11番 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今そういうことで、時効が5年間ということは、私も賜っております。

この債権処理、要するに回収ということで、一昨年ですかね、その前の年ですかね、組織ができて、債権回収課というものができて、そこが大半やっておられると思うんですけど、その組織ができてこの1,271万ということは、昨年度と同じような金額で推移しておるということは、どのような活動で今日を迎えて、この不納欠損をそのまま損金計上するというようなお話でございますけど、今後もこの時代の趨勢を見てみますと、今後もなかなか難しいと思うんですけど、そこら辺、この金額につきましてどういう責任を感じておられるかということ、ちょっと1つだけ所管の部長としてお答え願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 時効を迎えて不納欠損と至ったこの税金に関しましては、担当部長としては市民の方に大変申し訳ないなというところもあります。

今言われました組織の関係で、税務課の中に債権管理室というものができました。まだできて2年たったところではございますが、まだまだ債権管理室におきましては、これまで市税は市税、国保税は国保税、例えばあと後期高齢は後期高齢というような、それぞれ担当部署ごとに徴収をしておりましたが、債権管理室につきましては市税と国保税、それが今現在、税務課のほうに移っております。そこで、後期高齢だとかほかの料金等の連携を取りながら、少しでも徴収ができるように、税だけではなくてほかの収納金も含めて連携を取りながらやっておりますところではありますが、まだまだ効果が出ていないところがあります。

今後は、税務課を中心に債権管理、徴収体制、この辺をなお一層増強していきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 11番 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 部長がおっしゃることで、よくこの推進の重みということを感じておられまして、今後も組織を再構築してやっていかれるということで期待をしておりますから、よろしく申し上げます。私の質問はこれで終わります。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第46号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第5、議案第46号令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入

歳出決算の認定についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、議案第46号令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお尋ねをしたいと思います。

これに関する業務報告書というものがありますけれども、その84ページを見ますと、国保の被保険者数は平成28年からの社会保険適用拡大もあり減少したとの指摘があります。ところが、この1年間の後期高齢者、つまり国民健康保険から75歳になると後期高齢者に移動するというので、当然その分は減るわけであります。この1年間の後期高齢者は339人増加したとあります。これは、この業務報告書の94ページに記載されておりますけれども、それに対し、国保の加入者の減少は300人というふうになっております。つまり、後期高齢者に移った分を差し引くと、国保のほうは若干、数字上の話でありますけれども増えたという結果になっているのではないかと思います。

これからいたしますと、被保険者数の動向について、社会保険の適用拡大、パートさんを社会保険に入れるという適用拡大がありますけれども、それだけではちょっと説明し切れない部分があるのではないかと考えております。この辺をどのように捉えてみえるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 関谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、この1年間での国民健康保険の被保険者の減少につきましては、平成28年以降、何度かにわたり実施されている社会保険の適用拡大のみがその要因ではありませんが、要因の一つとして明記させていただいております。

それ以外の要因としましては、転入・転出や出生・死亡などの人の異動や就職や退職による社会保険への加入や喪失、そして75歳に到達された方の後期高齢者医療制度への移行など様々な要因があり、その結果としてこの1年間の被保険者数が300人減少したという状況であります。

なお、団塊の世代と言われる戦後の第1次ベビーブームにお生まれになった方の後期高齢者医療制度への移行が始まっておりますが、令和7年まではこの要因による被保険者数の減少が続くものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ありがとうございます。

では、2点目を質問したいと思いますけれども、この監査意見書3ページのところに、収入未済額、まだ入っていないということについて、負担の公平の観点から、そのまま放置するのではなく厳格な債権管理が要請されていると思います。

しかし、現実的に見ますと、国保税を回収し切れていない部分が17%あるといった数字になっております。これは、なかなか厳格な債権管理だけでは解消し切れない問題があるのではないか、そのように考えておりますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 関谷議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、不納欠損のところでもちょっとお話をさせていただきましたが、国民健康保険税につきましてもは税務課内に設置された債権管理室を中心に、滞納処分を含めた債権管理に取り組んでいるところであります。

納付期限内にお支払いがされない場合は督促状や催告書などを発送しておりますが、その書類をきっかけに納税義務者が納税の相談のために来庁される場合が多く、納税相談では、御本人の状況などを確認させていただいた上で、今後の納付について御本人と調整を図りながら納付計画書の作成と納付誓約をいただいております。

また、納付相談もない方や納付相談をされても納付が滞る方につきましては、滞納者の財産調査を実施した上で担税能力を把握し、滞納処分の手続へと移行しておりますが、従来は書類を提出して調査を行ってございました預金調査につきましては、オンラインで金融機関へ照会ができるようになるなど効率化を図りながら進めております。

なお、そのほかの取組としましては、岐阜県税事務所と連携しまして経験豊富な職員の方より滞納整理等の指導を受けるだけではなく、実際に債権回収業務を共同で実施することも行っておるところであります。

御質問にあります監査意見書の厳格な債権管理の実施につきましては、収入未済である税金を回収する業務がまだ十分実施されていないのではないかとのお思いが含まれていると考えられていますが、現在の徴収を担当する係である債権管理室だけで全てを担うには十分な対応ができない状況でありますので、現在、債権管理室の職員を中心に税務課のほかの係や医療保険課の職員など、係や課の枠を超えて共に取り組んでいくように進めておるところでありますのでよろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第47号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第6、議案第47号令和4年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第48号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第7、議案第48号令和4年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ただいま議長の許可をいただきましたので、議案第48号令和4年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお尋ねをしたいと思います。

これも、監査意見書3ページを見ますと、次のような趣旨が書いてあります。処理施設において長寿命化を図りという指摘があります。一般的にはそういう話が出ると思うんですけども、ただこの件につきましては、今年の3月議会において、市のほうからこの呂久の農業集落排水事業については神戸町のほうの公共下水に統合していきたい、そのようなお話がたしか説明がされたと思います。

そうしますと、あえて長寿命化をするということは、管路についてはあり得ますけれども、施設については必要ないのではないかと思いますけれども、そこら辺の監査との若干整合性を欠くのではないかという気がするんですけども、そこら辺について確認をさせていただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 改めまして、おはようございます。

令和5年3月7日の産業建設委員会や全協でも御説明させていただきましたとおり、呂久地

区の農業集落排水施設の設備については令和5年3月に策定した岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画に基づき、将来、神戸町公共下水道に接続し、事業の持続性を高めていくことを考えております。

そのため、呂久クリーンセンターについては長寿命化を図るというのではなく、神戸町公共下水道への接続までの期間、既存施設の修繕等を行い、延命化を図りながら適正管理に努めていきたいと考えております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） そうしますと、これ監査のほうの意見書にこういった形で当然載るということは御承知だったと思いますけど、そこら辺の意見調整とか、そういったことはあったのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 調整はありません。

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第49号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第8、議案第49号令和4年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

では、この議案第49号令和4年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について、1点お尋ねしたいと思います。

瑞穂市水道事業ビジョン、要は長期計画ですね、これによりますと、建設改良費については毎年3億7,000万円資金を投入して順次改良していく計画になっていたと思います。ところが、この決算書を改めて見させていただきますと、4年度の途中において予算が減額されて、結果的に3億円の支出になっております。

計画どおりにいっているのか、いっていないのか、ちょっと疑問に思うところではありますが、今回のその原因と今後の見通しについて、特に老朽化対策、それから耐震化対策、こういった観点から説明をしていただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 減額要因といたしましては、排水設備拡張費や排水設備改良費の工事発注に伴う工事請負差金によるものや、また昨年度は古橋水源地の施設更新計画において令和4年度に電気設備の更新を予定していましたが、毎年 of 設備点検結果や点検業者による設備状況を確認した結果、健全度が良好であるため更新時期を見直したことにより工事を先送りしたことによるものであります。

また、老朽化・耐震化対策を計画的に実施していますが、その中で最も重点を置いているのが避難所となる学校などに給水する重要給水施設管路の耐震化であり、その進捗状況は令和4年度末で約58%となり、おおむね予定どおり耐震化を進めており、今後も計画的に老朽化・耐震化対策を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第50号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第9、議案第50号令和4年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第51号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第10、議案第51号令和4年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第52号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第11、議案第52号令和4年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議案第53号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第12、議案第53号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） では、ただいま議長の許可をいただきましたので、議案第53号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について、幾つか質問をさせていただきたいと思います。

補正予算書16ページ、そこの企画管理費、負担金、補助及び交付金にあります市内事業所活性化補助金についてお尋ねをしたいと思います。

こういった事業、たしか過去2回ほどあったと思います。その際の実績、例えば参加事業所数とか補助額、あるいは利用額の多かった分野、こういったのはどうであったか、特に小規模店舗の参加状況などについて確認をしたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 改めまして、おはようございます。

それではお答えさせていただきます。

過去2回の実績につきまして、キャッシュレス事業者との秘密保持契約に基づき外部開示可となっている範囲でお答えをさせていただきます。

令和3年度は、大手チェーン店を含む全業種を対象に20%還元を行いました。参加事業者数は約600店舗、補助額は1億4,160万5,630円、利用額の多い業態は食品スーパー、コンビニ、

医薬品、化粧品、ドラッグストアなどの小売業で半数以上の利用がございました。

結果的には、地元に基づいた中小企業での利用が少なかったということになっております。

続きまして、令和4年度につきましては中小規模の飲食店を対象に30%の還元を行いました。参加事業者数は約100店舗、補助額は2,469万591円でございます。

小規模店舗の参加状況につきましては、規模別の参加店舗数などは非開示となっておりますので申し訳ございません。しかし、チェーン店を対象から外したことにより、実施後、喫茶店などの個人経営の事業主から、やっていただいてよかったとの声をいただいたことを記憶しております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） では、今回の事業におきまして、基本的にはこういった内容ですので一般消費者を対象にした事業所が中心になっていくかと思えますけれども、今回の事業概要についてこの場で説明をお願いしたいと思えます。また、どの程度の事業所数を想定してみえるのか併せて質問したいと思えます。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 今回の事業概要につきましては、物価高騰のため経営に苦しむ中小規模の全業種を対象に20%還元を行うものでございます。

また、消費者においても物価高騰のため少しでも支援をしたいため、期間は12月1日から12月27日まで、付与上限額は1回2,000円、期間中上限が1万円としまして行う事業でございます。事業所数は約600店舗を見込んでおります。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 中小店舗を主な対象にしていくという、その基準はどのように考えておられますでしょうか。中小店舗を対象に行って、600ぐらいのお店を対象にしたいというお話でありましたけれども、その基準というか、その点についてお願いします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 基準ということですが、こちらのほうはキャッシュレス事業者のほうで中小企業の決済事業者の定義といたしまして、資本金5,000万円以上が大手となりますので、それ以下の中小企業の業種ということになっております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 資本金5,000万未満となりますと、現在、瑞穂市にあるスーパーによってはそれに該当するところもあるかと思えますけれども、そこは対象になるということによる

しいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） はい、今回の事業では大手チェーン店は対象外とさせさせていただいております。

大手チェーンとはキャッシュレス決済事業者の、先ほどもお話ししましたが、定義で資本金5,000万以上となるところが大手のチェーンとなりますので、スーパーなどの小売業を含め大手チェーン店に該当する店舗は対象外となると思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 理解をちょっとし切れなかった、申し訳ありません。大手といってもいろいろスーパーさん、瑞穂市にありますので、そのスーパーの中でも資本金5,000万未満のところはあると思うんですけど、そこは対象になるということによろしかったでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 申し訳ありません、そのとおりでございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ありがとうございます。

では、次のことについて、補正予算書の20ページにあります民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、負担金、補助及び交付金のところにあります瑞穂市医療・福祉施設等物価高騰対策支援金がありますけれども、この事業概要について説明をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 当事業の概要について御説明させていただきます。

当事業は、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を財源といたしまして、その目的に沿って実施する事業でございます。

この事業は、主に公定価格により運営されており、利用者等に経費負担を転嫁しにくい医療・福祉施設等に対して支援金を支給することにより、安全安心で質の高い医療・福祉サービス等の維持を図っていただく目的で実施するものでございます。

対象施設といたしましては、診療所、薬局などをはじめとする医療施設、高齢者介護施設、障害者の方が利用される福祉施設、児童養護施設、教育・保育施設のうち国・県・市等の公的機関へ許可や届出等を行った上で営業している施設を対象としております。

対象施設は約250施設と想定しており、支援金の総額は1,660万円、その他事務費5万8,000円として予算を計上させていただいております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 前の説明のときには、その種類によって、通所とかそういった形態によっていろいろ支給する金額、5万円とか10万円、あるいは15万円というところもたしかあったと思いますけれども、そういった額ですね。これ何か根拠があって決められていると思いますけれども、その点について説明をお願いします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 当事業では、支援金の額を施設の種類により1施設当たり5万円、10万円、15万円の3段階で設定しております。当事業は瑞穂市が単独で行うものではありませんが、県内でも同様の事業を実施している市町があり、それらの市町の支援金の単価や、これまで地方創生臨時交付金を財源に市で実施した事業も参考に、基本単価を5万円に設定させていただきました。

利用者を長時間受け入れる入所系の施設には、基本単価の2倍としております。また、特に診療所においてそのサービスの対価は診療報酬で定められ、価格を独自に決定できるものではなく、昨今の物価高騰の影響を受けていることから、市民が必要なときに安心して適切な医療を受けることができるよう、これらの事業者による安定的なサービス提供の継続に向け、他自治体の同様の支援金の傾向も踏まえ単価を15万円としたところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） では、また予算書の22ページにあります高等学校就学準備等支援金、恐らくこれ県の事業だと思いますけれども、その事業概要について説明をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 高等学校就学準備等支援事業についてでございますが、この事業は県が実施する事業でございますが、事業に係る経費は10分の10県費で賄われます。

事業の概要でございますが、高校進学や就職などの準備・費用に対する経済的負担の軽減を図るため、令和5年9月30日現在で瑞穂市内に住民登録のある中学校3年生などを対象に、所得制限なしで対象児童1人につき3万円を支給するものでございます。支給対象は、対象児童の保護者となります。

また、今後の県の事業終了や市の事業継続につきましては現時点では想定をしておりません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 多分、次の質問に答えられているのかなという気がするんですけども、

これ県の資料、予算要求資料ですかね。それによりますと、この事業を県としては3年間で終了する予定というふうに、最初にこれどうだか私もちょっと確認が取れなかったんですけども、予定になっているという事業だと説明がされております。

そうしますと、これが延長される可能性も十分あるとは思いますがけれども、県として、もしこの事業を終了させた場合、市としてこれを今後どうするのか、先が、ある意味では県のほうから示しているということもありますもので、そこら辺の検討はどうされたかという質問をさせていただきますと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 申し訳ございませんでした。

繰り返しになりますけれども、県の事業終了につきましては現時点で何も市のほうに情報は入ってきておりませんので、そのことと、もし県の事業が終了したときに市の事業を継続するかどうかということは現時点ではちょっと想定をしておりませんので、御理解いただきますようお願いをいたします。以上です。

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第54号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第13、議案第54号令和5年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議案第55号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第14、議案第55号令和5年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議案第56号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第15、議案第56号令和5年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

日程第16 議案第57号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第16、議案第57号令和5年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第58号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第17、議案第58号令和5年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 日本共産党の関谷守彦です。

では、議案第58号令和5年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）について質問をさせていただきますと思います。

この補正予算の68ページ、そこに今回の補正予算、その第5条として債務負担行為について記載がされております。この説明によれば、公共下水道の管路を、今第1期工事として進められているところでもありますけれども、その東海道線をまたぐ、下をくぐっていく管路を造るために、これについては別途JR東海関係のほうで調整していただくというようなお話が前に説

明がありました。それに伴う費用を、今年度、来年度でやっていくからということで今回債務負担行為として計上されたんだと思います。

場所的には、恐らく瑞穂消防署の南側の東海道線のところだと思いますけれども、まず1点、これについて今後どのようなプロセスというか進め方がされていくのか、事業者との契約がどのようにされていくのかについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） JR東海道本線をまたぐ管路施設工事の契約手続については、総合評価落札方式による一般競争入札にて入札参加者の公告を行う予定でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） すみません、そうしますとこれは瑞穂市が一般競争入札を募集するということがよろしかったでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） はい、そのとおりでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 工事の時期はいつ頃を予定されてみえますでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 工事の時期については、受注者と令和6年度の当初に契約し、その後、東海旅客鉄道株式会社との協議や架線などの支障移転に月日を要することが見込まれるため、現場での工事開始時期は令和6年9月頃を見込んでおります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） そうしますと、これについても市が一般競争入札でやると、それからそれ以外の既に契約されていると思いますけれども、管路工事についても市が直接やっているわけですから、この2つの工事、当然つなぐわけですから、その調整というのは当然出てくると思うんです。

そこら辺については、市のほうが当然責任を持って進められるという理解でよろしかったでしょうか。また、併せて第1期工事の進捗状況についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） JR東海道本線をまたぐ部分以外の北側と南側の管路施設工事は、令和4年8月22日に大日本土木株式会社ほか4者による企業グループと瑞穂市が基本協定

を締結しており、当該企業グループと今回 J R 東海道線をまたぐ区間の工事請負者との調整は瑞穂市が責任を持って行います。

そして、第 1 期工事の進捗ですが、管路施設工事は令和 5 年、今年の 11 月頃から推進工法約 2 キロ、開削工法約 1.4 キロを施工する予定であり、下水処理場の建設工事においては令和 5 年度末の令和 6 年 3 月に流入ポンプ層の建設工事に着工する予定であります。以上です。

○議長（庄田昭人君） 5 番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第 43 号から議案第 58 号までについて（委員会付託）

○議長（庄田昭人君） 議案第 43 号から議案第 58 号までは、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会及び特別委員会に付託します。

散会の宣告

○議長（庄田昭人君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

散会 午前 9 時 57 分